

【別紙 2】

邑楽町一般介護予防事業

「アクティブエイジ Fit ORA」委託等業務審査実施要領

(1) 選考方法

選考は、邑楽町一般介護予防事業「アクティブエイジ Fit ORA」委託等業務事業者選定委員会（以下「委員会」）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に優先交渉権者及び次点候補者とする。

(2) 一次審査〈30点満点〉

委員会事務局（福祉介護課）において参加表明書等の審査を行い、以下①・②のとおり、一次審査の得点を決定する。

①業務実績〈20点満点〉

対 象：（様式第3号）実績一覧

評価方法：過去5年以内に、高齢者を対象とする自治体主催の一般介護予防事業の業務に係る実績があるか。（1契約ごとに1件とする。）

評価基準	配点
実績数 10 件以上	20 点
実績数 5～9 件	15 点
実績数 1～4 件	10 点

②価格点〈10点満点〉

対 象：見積書（様式第7号）

評価方法：下記により計算し、(A)の費用を価格点とする。

(A) 本業務に必要な全ての費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

$$\text{「価格点} = 10 \text{点} \times \frac{\text{最低見積価格}^{\ast 1}}{\text{見積価格}^{\ast 2}}\text{」}$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(3) 一次審査の決定通知

書類審査を行った結果について、令和8年4月22日（水）までに書面による通知を行う。

(4) 二次審査〈70点満点〉

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点候補者を選定する。

【別紙2】

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査委員（1人につき70点満点・20名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

（5）二次審査（プレゼンテーション）の内容

①審査日：令和8年5月14日（木）予定（別途連絡）

②場所：邑楽町役場（別途連絡）

③出席者：1提案者4名以内

プレゼンテーション審査には本業務に直接携わる予定従事者又は計画策定者が必ず同席すること。

④実施時間：1提案者50分以内（提案35分、質疑応答15分）

（事前準備・片付けに係る時間は含まない。）

⑤提案内容

・「邑楽町一般介護予防事業『アクティブエイジFit ORA』委託等業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「9. 企画提案書の作成」にある内容について、任意様式で表現すること。

⑥プレゼンテーションの順番

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

・スクリーン及びプロジェクターは町で準備するが、パソコン、その他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。

・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

（5）優先交渉権者選定に関する特記事項

① 同得点の場合

評価項目のうち、企画提案事項の評価の得点が高い参加者を優先交渉権者とする。

② 参加者が1者だけの場合

プロポーザル参加者が1者のみの場合でも選考は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。